

昭和三十三年大蔵省令第五十一号

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置  
法施行細則

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令(昭和三十三年政令第百十四号)第三条第二項の規定に基き、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において「行政財産」、「所管換」、「各省各庁の長」、「所管替」、「各省各庁の庁」、「庁舎等」、「使用調整」又は「庁舎等使用現況及び見込報告書」とは、それぞれ国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令(昭和三十三年法律第百十五号。以下「法」という。)第二条第一項、第二項若しくは第三項又は第三条第一項に規定する行政財産、所管換、各省各庁の長、所管替、各省各庁、庁舎等、使用調整又は庁舎等使用現況及び見込報告書を、「特定国有財産整備計画要求書」とは、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令(昭和三十三年政令第百十四号。以下「令」という。)第五条第一項に規定する特定国有財産整備計画要求書をいう。

2 この省令において「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」又は「作成等」とは、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条に規定する書面等、電磁的記録、申請等、処分通知等又は作成等をいう。

(庁舎等使用現況及び見込報告書)

第二条 令第二条第二項に規定する庁舎等使用現況及び見込報告書の様式及び記載の方法は第一号様式による。

第三条 各省各庁の長は、法第三条第二項の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の内容を変更する必要があると認めるときは、そのつど、その変更の事項及び理由を記載した書面を財務大臣に送付しなければならない。

第四条 令第五条第三項に規定する特定国有財産整備計画要求書の様式及び記載の方法は、第二号様式による。

(電磁的記録による作成等)

第五条 法、令及びこの省令の規定に基づき財務大臣又は各省各庁の長が作成等を行う書面等については、当該書面等に係る電磁的記録により作成等を行うことができる。

2 前項の規定により電磁的記録による作成等を行うときは、財務大臣又は各省各庁の長の使用

に係る電子計算機を使用し、当該書面等に記載すべき事項を記録して行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 各省各庁の長は、法、令及びこの省令の規定に基づき書面等により財務大臣に対し申請等を行うときは、当該申請等につき電子情報処理組織(財務大臣の使用に係る電子計算機と当該各省各庁の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用し申請等を行うときは、前条の規定により作成等が行われた電磁的記録をもつて行うものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 財務大臣は、法、令及びこの省令の規定に基づき書面等により各省各庁の長に対し処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、第五条の規定により作成等が行われた電磁的記録をもつて行うものとする。

(手続の細目)

第八条 この省令に定めるもののほか、電磁的記録の作成等及び電子情報処理組織の使用に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令施行の日(昭和三十三年五月二十八日)から適用する。

附 則 (昭和三十三年二月二十五日大蔵省令第六九号)

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年四月一日大蔵省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月二二日大蔵省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月二〇日大蔵省令第三三三号)

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年四月六日大蔵省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年四月一〇日大蔵省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年八月二二日大蔵省令第六九号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日財務省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二二日財務省令第七五号)

この省令は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成二二年二月一五日財務省令第七〇号)

この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一号)

抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年二月二三日財務省令第三八号)

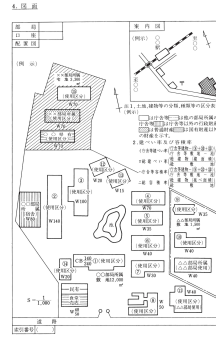
(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の様式による報告書については、当分の間、改正前の様式による報告書を取り繕い使用することができる。





- 作成要領
1. 図面の面積の大きき及び縮尺は随處とするが、折角の大きき又は日本建築規格A4と同一とする。
  2. 図面には、方位と距離を併記する。ただし、方位は省略しても差しつかえない。
  3. 距離には、寸法等及び「使用見込及び見込」の「その他の距離(距離)欄に記載したその他の距離」について、その概算を記載する。
  4. 寸法等のうち、土地には、その縮尺及び3「使用見込及び見込」の「使用区分」に記載した主な用途の面積を、建築物は、建物番号、構造3「使用見込及び見込」において同一階層による、建築物及び同一階層(「階層」で表示する)を併記する。ただし、国の事務、準国又は自治体の関係にあるものは、寸法等の用途(階層)は土地の用途とし(用途別の面積が異なる部分があるときは、その用途別面積をこれを使用する他の用途面積として当該用途の面積とし(自治体等の関係にある場合は、寸法等の用途を記載する))。なお、寸法等以外の用途を併記しているときは、用途の名称、建築物の別名及び当該建築物の方法で区分して表示し、それぞれの見積額又は当該用途の別名は寸法等の用途の記載に準じて参考となるべき事項を記載する。
  5. 距離関係の上、土地、建築物等の区分、建築物の区分表示及び階層ごとの面積を記載する。
  6. 土地又は建築物について定款があるものは、その内容を併記する。ただし、別表として作成しても差しつかえない。
  7. 「区分番号」欄には、3「使用見込及び見込」の「区分番号」欄と同一番号を記載する。なお、2以上により重複する場合は、別表の区分番号は別表の区分番号に階層番号を付し、たとえ「区分番号(1)以上(2)」のように記載する。
  8. その他の記載の事項については、3「使用見込及び見込」の作成要領の例による。

第二号様式(特定国有財産整備計画要求書)

1 特定国有財産整備計画により施設を整備する理由

名称	特定国有財産整備計画による施設を整備する理由	施設名
1 特定国有財産整備計画により施設を整備する理由		

2 取得すべき国有財産

区分	種目	数量	価格	取得の経緯	取得の目的	取得の時期
土地						
建物						
立木竹						
工作物						
その他						
計						

3 処分すべき国有財産

口番名	所在							
国有財産台帳記載事項								
区分	種目	構造	取得年度	数量	価格	処分の見込価格	処分の方法	処分の時期
土地								
建物								
立木竹								
工作物								
その他								
計								
現に使用している官署の名称		使用の現況						
処分の相手方		処分の相手方の用途						
その他参考となるべき事項								

3 処分すべき国有財産

口番名	所在							
国有財産台帳記載事項								
区分	種目	構造	取得年度	数量	価格	処分の見込価格	処分の方法	処分の時期
土地								
建物								
立木竹								
工作物								
その他								
計								
現に使用している官署の名称		使用の現況						
処分の相手方		処分の相手方の用途						
その他参考となるべき事項								

- 作成要領
- 1 特定国有財産整備計画により施設を整備する理由
    - 「特定国有財産整備計画により施設を整備する理由」欄には、現在使用している施設及び新たに取得しようとする国有財産の位置、備地その他の立地条件の適否並びに現在使用している施設についての老朽度、耐震性、移動設備の有無等特定国有財産整備計画により施設を整備する必要性について、できるだけ具体的に記載する。
  - 2 取得すべき国有財産
    - 1 取得すべき国有財産がある場合には、それぞれ別表として記載する。
    - 「名称」欄には、特長口番名として国有財産台帳に記載されるべき名称を記載する。
    - 「区分」欄には、当該財産の所在する都道府県市区町村大字地番を記載する。ただし地番が多い場合には所在地外別表に記載して差しつかえない。
    - 「区分」欄には、原則として土地、建物、立木竹、工作物等に区分して記載する。ただし土地及び建物以外のものについては、重要度に応じてその他として一括して記載しても差しつかえない。
    - 「構造」欄には、建物のみにて記載することとし、次に掲げの符号を付し、例えば、鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階付き12階建については、「SRC-C-12-1」のように略記する。
 

鉄骨鉄筋コンクリート造	SRC
鉄筋コンクリート造	RC
コンクリートブロック及びれんが造	CB
木造及び木造モルタル造	W
鉄骨造	S
  - 3 「数量」欄には、建物のみにては、構造の別記の種類、建面積及び延べ面積を記載する。
  - 4 「取得の方法」欄には、購入、新築等国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)別表第2に定める国有財産譲渡事由理由により記載する。ただし、購入の場合であって、相手方に新たに建築物を建築させてこれを購入し、同一の相手方に国有財産を譲り取るにより実質的に交換を行なう場合には、購入(建築交換)と記載する。
  - 5 「取得の時期」欄には、取得見込年度をたとえ「令和2年度」又は「令和3年度、3年度及び4年度」のように記載する。
  - 6 「用途」欄には、庁舎、官舎、養成研修施設、職業厚生施設、実用研究施設、検査検定施設、社会教育施設、国会施設、裁判所施設、検察庁施設、行先施設等自由の3に該当するものを記載する。
  - 7 「その他参考となるべき事項」欄には、一般的な参考事項の他に、物件ごとの事項を記載する。
    - イ 取得すべき国有財産に土地が含まれない場合には、使用すべき土地の現況、その使用の現況等に關する事項及び使用しようとする官署又は施設に所属しない地

にあつては当該土地に関する今後の処理方針

- ㉔ 取得の時期が長期間にわたる場合には、各年度ごとの取得見込額
  - ㉕ 取得すべき国有財産が合同分倉である場合には、入居予定者数ごとの定員
  - ㉖ 取得すべき国有財産が併倉である場合には、縦割別戸数、貸ししようとする職員の官職（職務の等級）及び併倉必要率による戸数算出の根拠
  - ㉗ 取得すべき国有財産が土地である場合には、取得の相手方の住所及び氏名（法人にあつてはその名称）
  - ㉘ 取得すべき国有財産を取得するうえで問題点がある場合には、その問題点
- 三 処分すべき国有財産
- 1 処分すべき国有財産が取り扱われる場合には、それぞれの財産を別棟として記載する。
  - 2 土地及び建物について同一区域内に多数の物件が含まれる場合には、区分ごとの合計額を「国有財産台帳記載事項」欄に記載し、その内訳を別紙として添付する。
  - 3 「区分」欄には原則として、土地、建物、立木竹、工作物等に区分して記載する。ただし重要度に応じてその他として一括して記載してもさしつかえない。
  - 4 「取得年月」欄には、建物については建築年度を記載する。
  - 5 「数量」欄には、実数等とした場合にその数量が概数と著しく異なる場合には、実数等の数量を（ ）書きで併記する。
  - 6 「処分の方法」、「処分の時期」、「処分の相手方」及び「処分の相手方の用途」欄には、処分の方法等について特に留意点がある場合、その処分の方法等を記載する。
  - 7 「処分の方法」欄には、売却、所管機関等国有財産法施行細則別表第2に定める国有財産増減理由用語により記載する。ただし、売却の場合であつて、相手方に新たに建物等を建築させてこれを購入し、同一の相手方に国有財産を売却することにより実質的に交換を行なう場合にあつては、売却（建築交換）と記載する。
  - 8 「処分の時期」欄には、処分見込年度をたとえば「令和2年度」又は「令和2年度、3年度及び4年度」のように記載する。
  - 9 「処分の相手方」欄には、処分相手方の住所及び氏名（法人にあつてはその名称）を記載する。
  - 10 「処分の相手方の用途」欄には、処分財産に対する相手方の利用計画をできるだけ具体的に記載する。
  - 11 「その他参考となるべき事項」欄には、一時的な処分等事項の他に、特に次の事項を記載する。
    - イ 現保有する国有財産の一部のみを処分しようとする場合には、処分しない国有財産の区分、数量、価格及び処分しない理由
    - ㉔ 処分すべき国有財産がない場合又は処分すべき国有財産に土地が含まれていない場合には、その理由
    - ㉕ 処分すべき国有財産が併倉である場合には、縦割別戸数及び貸ししようとする職員の官職（職務の等級）
    - ㉖ 「処分の方法」、「処分の時期」、「処分の相手方」及び「処分の相手方の用途」欄に記載した場合には、その処分の方法等をとる理由